

鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準

	平成元年12月20日
	学 長 裁 定
改正	平成10年12月21日
	平成12年 6月 7日
	平成19年 3月13日
	平成23年 6月16日
	平成23年12月15日
	平成26年 2月27日
	平成29年11月22日

第1条 大学院体育学研究科修士課程（以下「修士課程」という。）における研究指導担当教員（以下「合資格者」という。）にあつては、原則として本学教授、准教授及び講師のうちから、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国におけるこれと同等と認められる学位を含む。以下同じ。）を有し、授業及び研究指導を担当する上での高度の知識、教育研究上の識見及び能力を有すると認められる者
- (2) 博士の学位を有しないが、担当する授業及び研究指導に関する著書・論文等による研究業績が顕著で、かつ、前号の者に準ずると認められる者
- (3) 体育の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第2条 修士課程における授業担当教員（以下「合資格者」という。）にあつては、原則として本学の教授、准教授及び講師のうちから、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、授業及び研究指導の補助を担当する上での高度の知識、教育研究上の識見及び能力を有すると認められる者
- (2) 博士の学位を有しないが、担当する授業及び研究指導の補助に関する著書・論文等による研究業績が顕著で、かつ、前号の者に準ずると認められる者
- (3) 体育の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第3条 学長が特に必要と認める修士課程における授業のみを担当する教員（以下「可資格者」という。）にあつては、原則として本学の教授、准教授及び講師のうちから、当該授業科目に関する専門的知識及び経験を有する者とする。

第4条 本学の教授、准教授及び講師でない者から合資格者、合資格者又は可資格者を選考する場合の審査基準は、前3条の規定を準用する。

附 則

この基準は、平成元年12月20日から施行する。

附 則 (平10. 12. 21)

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平12. 6. 7)

この基準は、平成12年6月7日から施行する。

附 則 (平19. 3. 13)

この裁定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平23. 6. 16)

この裁定は、平成23年6月16日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平23. 12. 15)

この裁定は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平26. 2. 27)

この裁定は、平成26年2月27日から施行する。

附 則 (平29. 11. 22)

この裁定は、平成29年11月22日から施行する。